

事 務 連 絡

平成 26 年 6 月 5 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の一部改正について

このことについて、平成 26 年 5 月 30 日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添のとおり通知がありました。貴会関係者にも周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 18 号）」及び「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件の一部を改正する件（平成 26 年環境省告示第 70 号）」が平成 26 年 5 月 30 日に公布され、同日から施行されたことについて、各都道府県知事、各指定都市の長及び各中核市の長に通知した旨、本会に連絡されたものです。

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：笹 川

TEL 03-3475-1601



事 務 連 絡
平成26年5月30日

(公社) 日本獣医師会 御中

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の一部改正について

標記の件について、別紙のとおり各都道府県知事、各指定都市の長及び中核市の長あて通知したので、お知らせします。

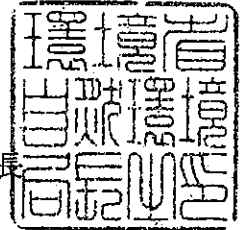


平成26年 5 月 30 日

〔各都道府県知事
各指定都市の長
各中核市の長〕

殿

環境省自然環境局長



動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の一部改正について

今般、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成26年環境省令第18号）及び動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件の一部を改正する件（平成26年環境省告示第70号）が平成26年5月30日に公布され、同日から施行された。

このことについて、改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、適切な施行に特段の御配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第3条第2項第9号及び第8条第4号により、販売業者、貸出業者又は展示業者は、犬又は猫の展示を午前8時から午後8時までの間において行うこととされており、夜間（午後8時から午前8時までの間）の展示は規制されているところである。

ただし、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第13号）附則第3条により、販売業者、貸出業者又は展示業者において、午後8時から午後10時までの間に、成猫（生後1年以上の猫のことをいう。以下同じ。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合について、平成26年5月31日までの間は、第3条第2項第9号及び第8条第4号を適用しない旨の経過措置が設けられている。

夜間展示規制に係る経過措置の期限が切れることから、中央環境審議会動物愛護部会（平成26年3月17日開催）において当該経過措置について審議されたが、当該経過措置を延長して猫のストレス状態調査を継続するとともに、猫の行動学的知見等を踏まえ、業界の自主的な取組み状況も参考とし、適正な規制のあり方について更なる検討を行うことが必要とされたため、当該経過措置の期限を更に2年間延長するものである。

2. 改正の内容

平成26年5月31日までとされていた成猫の夜間展示規制の経過措置の期限について、平成28年5月31日まで延長する。

3. 施行

公布の日（平成26年5月30日）

○環境省令第十八号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

環境大臣 石原 伸晃

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「ねこ」を「猫」に、「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

◎動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第三条 販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十八年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この省令による改正後の第三条第二項第九号及び第八条第四号の規定は、適用しない。	附 則 第三条 販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上の<u>ねこの</u>ことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この省令による改正後の第三条第二項第九号及び第八条第四号の規定は、適用しない。

○環境省告示第七十号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成二十四年一月環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年五月三十日

環境大臣 石原 伸晃

附則中「ねこ」を「猫」に、「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件 新旧対照条文

◎動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成二十四年一月環境省告示第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十八年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第五条第一号又及び第五号イの規定は、適用しない。	附 則 販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第五条第一号又及び第五号イの規定は、適用しない。